

# ピーク時間調整契約

( 選 択 約 款 )

平成 28 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社



# 目 次

1	目 的	1
2	選択約款の変更	1
3	適 用 条 件	1
4	実 施 方 法	1
5	契 約 期 間	2
6	料 金	3
7	計 量	3
8	そ の 他	4
	附 則	6
	別 表	7



## 1 目 的

この選択約款は、当社が指定する期間において、お客さまに計画的な負荷の調整を行なっていただくことにより、当社の電力供給設備の効率的運用を図ることを目的といたします。

## 2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により選択約款を変更する場合は、変更内容のみをお客さまにお知らせいたします。

## 3 適 用 条 件

電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の業務用電力もしくは高圧電力B、または選択約款の業務用電力Ⅱ型、季節別時間帯別電力、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受ける契約電力が500キロワット以上のお客さまで、4（実施方法）による計画的な負荷の調整（以下「負荷調整」といいます。）が可能であって、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

## 4 実 施 方 法

当社は、お客さまの負荷調整を次により実施していただきます。

### (1) 調整対象期間

調整対象期間は、7月1日から9月30日までの期間とし、以下の期間に区

分いたします。

ただし、別表（休日扱い日）に定める日、旧暦の7月14日、15日および16日を除きます。

イ 最重負荷期間

7月1日から7月19日まで、9月1日から9月14日までの期間

ロ 重負荷期間

最重負荷期間以外の期間

(2) 調整期間

調整期間は、調整対象期間において、お客さまが負荷調整できる期間とし、お客さまと当社との協議によって次のいずれかといたします。

イ 月間調整型

調整対象期間の全期間または1月単位の期間

ロ 週間調整型

最重負荷期間において、連続5日以上期間

(3) 調整時間

調整時間は、お客さまが調整期間に負荷調整を行なう時間とし、13時から17時までの間（必ず14時から15時の間を含めます。）でお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

なお、調整時間は毎日30分以上継続するものといたします。

(4) 調整電力（30分平均）

調整電力は、お客さまが負荷調整できる電力とし、原則として契約電力の20パーセント以上の値でお客さまと当社との協議によって定めます。

ただし、空調を目的とした蓄熱槽を保有のお客さまについては、契約電力の10パーセント以上の値で調整電力をお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、協議にあたり、あらかじめ負荷調整する設備（以下「調整負荷設備」といいます。）を申し出ていただきます。

## 5 契約期間

契約期間は、需給契約締結の日から、4（実施方法）(2)の調整期間の末日

までといたします。

## 6 料 金

各月の料金は、業務用電力、高圧電力B、業務用電力Ⅱ型、季節別時間帯別電力、業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された各月の割引額を差し引いたものといたします。

### (1) 割引額の算定

各月の割引額は、実績調整電力によって、次により算定いたします。

#### イ 月間調整型

割引額 = 実績調整電力 × 調整時間 × 次に定める割引単価

1キロワット1時間1月につき	874円80銭
----------------	---------

#### ロ 週間調整型

割引額 = 実績調整電力 × 調整時間 × 次に定める割引単価

× 月間の調整日数 ×  $\frac{1}{5}$

1キロワット1時間1週間（5日間）につき	205円20銭
----------------------	---------

### (2) 実績調整電力

実績調整電力とは、契約電力からその1月の調整時間中の最大需要電力(30分平均)を差し引いてえた値といたします。ただし、その1月の調整時間において、実績調整電力が契約電力の20パーセントを下回る場合は、その1月の実績調整電力を零といたします。また、空調を目的とした蓄熱槽を保有するお客さまについては、実績調整電力が契約電力の10パーセントを下回る場合は、その1月の実績調整電力を零といたします。

## 7 計 量

調整時間中の実績最大需要電力は、原則として、特定時間帯用最大需要電力計により計量するものといたします。ただし、上記計量器を取り付けるまでの

間は、取引用電力量計の読みを記録した受電日誌により、お客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

## 8 そ の 他

(1) この選択約款と選択約款の蓄熱ピーク調整契約をあわせて契約することはできません。

(2) 業務用電力または高圧電力Bとして電気の供給を受けるお客さまの場合、供給約款7（需給契約の成立および契約期間）、供給約款41（供給の停止）および供給約款53（解約等）の規定については、次によります。

### イ 需給契約の成立および契約期間

(イ) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(ロ) 契約期間は、次によります。

a 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

b 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

c 当社は、bにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみをお客さまにお知らせいたします。

### ロ 供給の停止

当社は、供給約款41（供給の停止）に準じて電気の供給を停止することがあります。ただし、供給約款41（供給の停止）(2)および(3)へに定める事項については、適用いたしません。

### ハ 解約等

(イ) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

a お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない

場合

- b お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
  - c この選択約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，契約超過金，違約金，工事費負担金その他この選択約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
  - d 供給約款41（供給の停止）(3)へによって電気を使用され，当社がその旨を警告しても改めない場合
- (ロ) ロによって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。
- なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (ハ) お客さまが，供給約款51（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
- (3) この選択約款に定めのない規定については，供給約款，業務用電力Ⅱ型，季節別時間帯別電力，業務用季節別時間帯別電力または業務用ウィークエンド電力に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年4月1日から実施いたします。

### 2 解約についての特別措置

次の地域については、8（その他）(2)ハ(イ)aおよびbにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

### 3 この選択約款の実施等にもなう切替措置

平成28年8月1日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、供給約款30（料金の算定）および供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

## 別 表

### 休日扱い日

この選択約款において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 7月の第3月曜日， 8月11日， 9月の第3月曜日
- (4) 各年ごとに定める次の日

平成 28 年	9 月 22 日
平成 29 年	9 月 23 日
平成 30 年	9 月 23 日
平成 31 年	9 月 23 日
平成 32 年	9 月 22 日
平成 33 年	9 月 23 日
平成 34 年	9 月 23 日
平成 35 年	9 月 23 日
平成 36 年	9 月 22 日
平成 37 年	9 月 23 日
平成 38 年	9 月 23 日

- (5) (4)に定める日が日曜日となる場合，その翌日以降でその日に最も近い(3) または(4)でない日